

報告事項 第3号

旭川市地域包括支援センターの人員 及び運営の基準に関する条例の一部 改正について

○旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例

平成27年3月25日条例第28号

改正

平成29年3月24日条例第26号

平成29年6月27日条例第46号

平成30年6月29日条例第55号

令和6年6月24日条例第48号

旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営の基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、旭川市地域包括支援センター運営協議会（旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）第2条の4に規定する旭川市地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員の員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（旭川市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項及び第3項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

(4) 精神保健福祉士その他これに準ずる者 1人

2 一の地域包括支援センターが担当する区域の第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上2,000人ごとに、前項に定める常勤の職員の員数に同項第1号から第3号までに掲げる者のいずれか1人を加えた員数とする。

3 前2項の規定にかかわらず、旭川市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、第1項（第4号を除く。）及び前項に定める常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ第1項（第4号を除く。）及び前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると旭川市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）

おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
----------------------	---

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日条例第26号)

改正

平成29年6月27日条例第46号

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年6月27日条例第46号)

改正

平成30年6月29日条例第55号

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年3月31日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、平成32年3月31日）までの間は、改正後の条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修（省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了しているものとみなす。

2 前項の規定により改正後の条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同号

の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。) 以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

3 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、改正後の条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

4 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、適用日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

(旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
(平成29年旭川市条例第26号) の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項中「(以下「改正後の条例」という。)の」を「の」に改め、同項の見出し及び項番号を削る。

附 則 (平成30年6月29日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年6月24日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例 平成27年3月25日条例第28号 改正 平成29年3月24日条例第26号 平成29年6月27日条例第46号 平成30年6月29日条例第55号 令和6年6月24日条例第48号	○旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例 平成27年3月25日条例第28号 改正 平成29年3月24日条例第26号 平成29年6月27日条例第46号 平成30年6月29日条例第55号 令和6年6月24日条例第48号
旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営の基準を定めるものとする。 (基本方針) 第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにならなければならない。	旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営の基準を定めるものとする。 (基本方針) 第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにならなければならない。
2 地域包括支援センターは、旭川市地域包括支援センター運営協議会(旭川市介護保険条例(平成12年旭川市条例第27号)第2条の4に規定する旭川市地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者	2 地域包括支援センターは、旭川市地域包括支援センター運営協議会(旭川市介護保険条例(平成12年旭川市条例第27号)第2条の4に規定する旭川市地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者

改正後	改正前
<p>(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(旭川市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項及び第3項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。</p>	<p>(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(旭川市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項及び第3項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。</p>
<p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>(4) 精神保健福祉士その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>(4) 精神保健福祉士その他これに準ずる者 1人</p>
<p>2 一の地域包括支援センターが担当する区域の第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上2,000人ごとに、前項に定める常勤の職員の員数に同項第1号から第3号までに掲げる者のいずれか1人を加えた員数とする。</p>	<p>2 一の地域包括支援センターが担当する区域の第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上2,000人ごとに、前項に定める常勤の職員の員数に同項第1号から第3号までに掲げる者のいずれか1人を加えた員数とする。</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、旭川市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、旭川市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1</p>

改正後	改正前																
<p>号被保険者の数について、第1項（第4号を除く。）及び前項に定める常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ第1項（第4号を除く。）及び前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると旭川市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p>	<p>号被保険者の数について、第1項（第4号を除く。）及び前項に定める常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ第1項（第4号を除く。）及び前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると旭川市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
<p>（委任）</p> <p>第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月24日条例第26号）</p>	<p>（委任）</p> <p>第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月24日条例第26号）</p>																

改正後	改正前
改正	改正
平成29年6月27日条例第46号	平成29年6月27日条例第46号
この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。	この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。
附 則（平成29年6月27日条例第46号）	附 則（平成29年6月27日条例第46号）
改正	改正
平成30年6月29日条例第55号	平成30年6月29日条例第55号
(施行期日等)	(施行期日等)
第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年3月31日（以下「適用日」という。）から適用する。	第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年3月31日（以下「適用日」という。）から適用する。
(経過措置)	(経過措置)
第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、平成32年3月31日）までの間は、改正後の条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修（省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了しているものとみなす。	第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、平成32年3月31日）までの間は、改正後の条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修（省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了しているものとみなす。
2 前項の規定により改正後の条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、	2 前項の規定により改正後の条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、

改正後	改正前
<p>最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p>3 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、改正後の条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、適用日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。 (旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第3条 旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成29年旭川市条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第2項を削り、附則第1項中「（以下「改正後の条例」という。）の」を「の」に改め、同項の見出し及び項番号を削る。</p> <p>附 則（平成30年6月29日条例第55号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（令和6年6月24日条例第48号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p>3 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、改正後の条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、適用日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。 (旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第3条 旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成29年旭川市条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第2項を削り、附則第1項中「（以下「改正後の条例」という。）の」を「の」に改め、同項の見出し及び項番号を削る。</p> <p>附 則（平成30年6月29日条例第55号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（令和6年6月24日条例第48号） この条例は、公布の日から施行する。</p>